

特別支援学校の生徒が卒業と同時に就労継続支援 B 型事業所を利用するための在学中にアセスメントを受けるための体制整備について

1 事業概要

就労継続支援 B 型事業の利用に当たっては、就労移行支援事業を利用した結果、B 型の利用が適当と判断されることが必要であるが、これまで経過措置（平成 27 年 3 月末まで）により、就労移行支援事業を利用せずとも、就労継続支援 B 型事業を利用することが可能となっている。

国は、この経過措置が終了するにあたり、各自治体に対し、特別支援学校の生徒が卒業と同時に就労継続支援 B 型事業所へ入所できるよう、障害者就業・生活支援センターを活用して在学中に就労移行支援事業所でアセスメントを受けるための体制を整備するように求めている。（平成 25 年 4 月 4 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

本市においては、これに対応するため、平成 26 年度から広島障害者就業・生活支援センターのジョブ・ライフサポーターを 1 名増員し、特別支援学校や就労移行支援事業所、保護者等との連絡調整及び支援を行うことを予定している。

今後は、このジョブ・ライフサポーターを中心にして、各特別支援学校や各事業所（相談支援・就労移行）との利用調整等を行うことになるため、各就労移行支援事業所においては、この利用調整結果に基づき、特別支援学校生の受け入れをお願いしたい。

2 就労移行支援事業所の利用方法等について

- (1) 利用時期：高等部 2 年時を基本
- (2) 利用日数：3 日～2 か月（※基本は 3 日間を想定）
- (3) 手続方法：通常利用と同様の手続きによる

3 事務手順

別紙参照

4 当該制度を利用する児童数（概数）

学校名	人数
市立特別支援学校	30 人
県立広島北特別支援学校	20 人
県立広島特別支援学校	3 人
県立廿日市特別支援学校	12 人
合 計	65 人

※ 現 1 年生で就労継続支援 B 型事業所の利用が見込まれる生徒。この他、県立中央特別支援学校・県立南特別支援学校・県立呉特別支援学校に通学する市内居住の生徒（10 名程度）も当該制度を利用することができる。

5 具体的なスケジュール

- H26. 2 月 区保健福祉課、就労移行支援事業所、各特別支援学校への説明
- H26. 3～5 月 特別支援学校から広島障害者就業・生活支援センターへ生徒のアセスメントに係る就労移行支援事業所の利用計画（スケジュール表）を提出
- H26. 5～6 月 各就労移行支援事業所への利用調整（広島障害者就業・生活支援センター）
- H26. 6 月 区保健福祉課に対し、就労移行支援事業所の利用者名簿を提出（障害自立支援課）
- H26. 6 月～ 保護者（利用者）による区保健福祉課へ就労移行支援事業所利用申請
- H26. 7 月～ 暫定支給決定による就労移行支援事業所利用を随時実施

特別支援学校の生徒が在学中に就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントを受けるための取扱い

